

令和2年第8回弥彦村議会（9月）定例会

議事日程（第5号）

令和2年9月17日（木曜日）午前10時11分開議

- 日程第 1 議案第54号 弥彦村村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第55号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第6号）のうち、歳入及び歳出の第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税費、第3款民生費第2項児童福祉費第1目保育園費、第3目児童健全育成事業費及び第4目子育て支援事業費、第9款消防費、第10款教育費、第12款公債費、第14款予備費、第2条地方債の補正
- 日程第 3 請願第 4号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願
(以上3案件 総務文教常任委員長報告)
- 日程第 4 議案第55号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第6号）のうち、歳出の第2款総務費第3項戸籍・住民登録費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費第2目児童手当支給事業費、第4款衛生費、第6款農林水産業費、第8款土木費
- 日程第 5 議案第56号 令和2年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第1号）
(以上2案件 厚生産業常任委員長報告)
- 日程第 6 発委第 4号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書
- 日程第 7 発議第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第 8 議員派遣の件について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について
- 日程第10 総務文教常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について
- 日程第11 厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番 渡 邊 富 之 さん 2番 古 川 七 郎 さん

3番	那 須 裕 美 子 さん	4番	丸 山 浩 さん
5番	板 倉 恵 一 さん	6番	柏 木 文 男 さん
7番	小 熊 正 さん	9番	本 多 隆 峰 さん
10番	安 達 丈 夫 さん		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 豊 彦 さん	副 村 長	廣 瀬 勝 利 さん
教 育 長	林 順 一 さん	総務課長	山 岸 喜 一 さん
防 災 室 長	増 田 規 さん	税務課長	小 森 順 一 さん
住 民 課 長	伊 藤 和 恵 さん	福祉保健課長	小 林 健 仁 さん
農 業 振 興 課 長	志 田 馨 さん	観光商工課長	高 橋 信 弘 さん
建 設 企 業 課 長	丸 山 栄 一 さん	教育課長	富 田 憲 さん
会 計 管 理 者	水 沢 正 一 さん	公営競技事務所長	斎 藤 雄 希 さん

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	笹 岡 正 夫	書 記	春 日 史 子
-------------	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） 改めて、おはようございます。

ただいまから、令和2年第8回弥彦村議会9月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、今ほど開催されました全員協議会において、令和元年度歳入歳出決算に係る資料並びに監査意見書の訂正がありました。今後は内容を十分精査していただき、このようなことのないようよろしくお願いいたします。

また、監査意見書の内容に訂正があったことから、9月4日における監査意見に関する発言について、高橋代表監査委員から発言の訂正を求める申出が、議長宛てに9月15日に提出されました。

このことは、弥彦村議会会議規則第64条の規定では、議長の許可を得て発言の訂正ができることとされております。ただし、発言の訂正は書面での字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできないとされておりますが、本件についてはこれに抵触しないことから、お手元に配付の内容で許可をいたしましたので、皆さんにご報告をさせていただきます。

それでは、本題に戻ります。

(午前10時11分)

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 最初に、日程第1、議案第54号 弥彦村村税条例の一部を改正する条例についてから、日程第3、請願第4号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願までの、条例1案件、補正予算1案件、請願1案件を一括して議題といたします。

以上の3案件につきましては、総務文教常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

最初に、板倉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（板倉恵一さん） おはようございます。

令和2年第8回9月定例会総務文教常任委員会の審査報告を行います。

本委員会は、9月定例会において付託された議案を審査するため、去る9月10日午前10時から議場において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は5名全員であります。

説明のため出席した者、村長、副村長、教育長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は条例1案件、補正予算1案件、請願1案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された案件につきましては、初日に提案説明及び趣旨説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は委員外議員の発言があったことを申し添えます。

最初に、条例1案件についての審査では、質疑、討論ともなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、一般会計補正予算1案件についての審査では、移住促進事業費補助金で100万円計上されているが、支給対象となる条件と、一時的弥彦村に移住した後転出した場合に、補助金返還が生じるのかとの質疑に、移住者が弥彦村に住民登録をし、村内に住宅を建てるか中古住宅を購入することが支給要件となり、村内の業者などから施工または購入すると40万円、村外の場合であると20万円の支給となる。なお、移住者が単身または世帯転入かによって支給内容が変わるものではない。また、移住後、3年以内の転出または取得住宅を売却した場合には、その期間によって全額または半額の返還が生じることになるが、過去において1件の返還実績があるとの答弁でした。

消防費のマスク検査手数料8,000円の内容はどの質疑に、本年3月に匿名の方からマスク8,000枚の寄附があったが、製造年月日が不明であったことや、梱包の段ボールがかなり古く、一部破れている状態であったため、安心して使用できるか否かの検査をするための費用であり、これも前年度未払いに係るものであるとの答弁でした。

今後、インフルエンザの流行によってマスクの需要が高まると考えられるが、マスクの備蓄はあるのかとの質疑に、当面のリスクに対応できる分は備蓄できているとの答弁でした。

次に、請願1案件についての審査では、質疑、討論ともなく、採択することに決定し、最終日に意見書を発案することといたしました。

次に、付託案件外について、小学校の給食室の工事のために、2学期が始まってからしばらくの間、子供たちは弁当持参であったが、この工事は夏休み期間中に完了できなかったのか、また、どのような工事が行われたのかとの質問に、小学校の給食室の工事は、当然のことながらその予定でいたが、新型コロナウイルスの影響で夏休み期間が短縮になったことで期限までに完了できず、1週間のお弁当持参をお願いすることになった。工事の内容は、給食室の床や壁、照明などをリニューアルしたとの答弁でした。

先般の臨時議会において移動式エアコンの購入予算が可決されたが、別件で、コミュニティセンターの空調設備が老朽化していると指摘があった。せっかくの移動式なので有効活用はできないのかとの質問に、移動式エアコンの配備については、弥彦体育館に4台ほど配備する予定で

あるので、そちらから移動させることは可能であるとの答弁でした。

弥彦中学校の体育館付近が地盤沈下しているが、予算計上して修繕対応できないかとの質問に、その点については把握をしているが、今一度、緊急性があるかについて確認をして、しかるべき時期に予算化して対応したいとの答弁でした。

防災対応に必要な公助は大分充実してきているが、費用をかけなくてもできる自助・共助を村民に根づかせていくことがこれから大事になってくると思うが、今後どのように推進していくのかとの質問に、その点については、全ての自治体の課題であると認識している。そのため、広報に防災コーナーを設けて特集を組んで周知している。更には、地域の防災訓練や小・中学校に出向いて講話するとき、その点についてきちんとした説明とお願いをしており、今後も継続していきたいとの答弁でした。

以上が、付託案件外の主な審査内容でした。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に議長に対して継続審査の申入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時間は10時31分でした。

報告は以上であります。

令和2年9月17日、総務文教常任委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

続いて、請願の意見書であります。

〔「ちょっと待ってください」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） ただいま委員長から審査結果についてご報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。

これより、3案件を条例、補正予算、請願に区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

最初に、議案第54号の条例について、ご質疑があればこれを許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第54号に対する委員長報告は可決であります。
村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第54号は可決することに決定いたしました。

次に、議案第55号の一般会計補正予算について、ご質疑があればこれを許します。
ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第55号に対する委員長報告は可決であります。
村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第55号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、請願第4号について、ご質疑があればこれを許します。
ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

請願第4号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

◎厚生産業常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第4、議案第55号 令和2年度一般会計補正予算（第6号）

から、日程第5、議案第56号 令和2年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第1号）までの補正予算2案件を一括して議題といたします。

以上2案件については、厚生産業常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

柏木厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（柏木文男さん） マスクを取らせてもらいます。

令和2年第8回9月定例会厚生産業常任委員会審査報告。

本委員会は、9月定例会において付託された議案を審査するため、去る9月10日午後1時30分から議場において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は5名全員であります。

説明のため出席した者、村長、副村長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、補正予算2案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された2案件につきましては、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は委員外の議員の発言があったことを申し添えます。

最初に、補正予算2案件についての審査では、マイナンバーカードの発行は、昨年と比べてどうかとの質疑に、今年8月末現在で930枚を交付しており、弥彦村の人口に対し11.7%が交付済みである。本年度に入ってから204枚を交付しており、昨年度1年間の発行数129枚を既に超えている。これは、マイナポイント事業の効果が出ていると思われるとの答弁でした。

更に、これまで発行数が増えなかった原因は何か。また、もっと利用価値を高める提案をしてはどうかとの質疑に、マイナンバーカードの活用が確定申告などに限られていたことが発行数の増えなかった原因と考えられる。来年3月には保険証としても使える見込みであり、今後は利用価値を高めるよう検討していく必要があるとの答弁でした。

老朽化等による傷んだ村道の補修についての計画内容はどの質疑に、道路整備箇所は、主に広域幹線10号線、麓大戸線、大戸峰見線の3か所であり、その他についても優先順位を決め、整備計画に基づいて継続的に舗装修繕を行っていききたいとの答弁でした。

その他、質疑、討論もなく、提案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された補正予算2案件の審査は終了いたしました。

次に、付託案件外について。新型コロナウイルス感染に関して、個人的に行う簡易PCR検査の検査料は、保険の対象となるのか。また、対象とならない場合、村での補助は可能かとの質問に、現在、検査料は保険の対象とはなっていない。村で補助するのであれば全村民を対象とすることになるが、財政的に難しい。検査では、その時点の陽性、陰性の判定しかできない。心配な場合は帰国者・接触者相談センターに相談する体制となっている。現時点では、3密の解消、手

洗い等で予防に努めることが重要であると考えたとの答弁でありました。

西蒲原地区休日夜間急患センターの負担金が、8月臨時会において補正予算で計上されたが、コロナ関係で県医師会応急診療所からの負担金の要請はないのかとの質問に、運営を委託している県央四市医師会からそういった要請はないとの答弁でありました。

健診や予防接種等について、他の市町村で滞っているところがあり、保護者の方が心配しているという話を聞く。村ではどうかという質問に、村の健診については、4月から6月については、委託している新潟県保健衛生センターが実施できないということでこの期間はできなかったが、7月以降予定どおり実施している。健診会場での3密を避けるため会場を2か所に分け、男性の日や女性の日を設けるなど感染予防対策を行った。予防接種についても、各医師会から通常どおり実施していると聞いているとの答弁でした。

ひとり親受給者証更新の手続について自動更新するなど、手続を簡素化できないかとの質問に、ひとり親受給者証更新申請については児童扶養手当の更新申請も併せて行っており、聴き取り調査もあるため、予約時間に来庁してもらい対応しているとの答弁でした。

新型コロナウイルス感染症対策として行っている高校2年生、3年生対象の子育て世帯応援金の支給状況はどの質問に、子供138人、保護者129人、対象者全体の76.6%を支給したとの答弁でした。

枝豆共同選果場の建設事業について、建設予定地の村への名義変更は行われたのか、また、乗り入れ口に車がよく停まっているが、予定地を他に貸しているのか。それにより、今後の造成工事等に支障はないのかとの質問に、6月1日付で村への所有権移転を完了している。また、村では、他に貸したり許可を出したりしてはいない。駐車していることで工事に支障はないと考えるとの答弁でした。

弥彦駅前トイレ周辺の草刈りの管理は、以前はシルバー人材センターが請け負っていたという話を聞いたが、現在はどうなっているのかとの質問に、管理については、今後、彌彦神社やJRでそれぞれの担当者を立てて協議し、明確にしていきたいとの答弁でした。

その他に要望として、おもてなし広場の案内看板について、観光客からおもてなし広場がいつ開いているか分からないという声を聞く。看板に開館・閉館時間を明示してほしい。

配食ボランティアについて、ボランティアの成り手不足により、一月に8回もされる方がいるというのが現状であり、今後は国の方針にかかわらず、村単独で65歳未満のボランティアにもポイントをつけたり予算をつけるなどしないと、制度を継続していけないと思われるが、弥彦村が見本となるような改革を行ってほしいなどがありました。

以上が、付託案件外の審査内容でした。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に議長に対して継続審査の申入れをすることにいたしました。

本委員会の閉会時刻は午後2時28分でした。

報告は以上であります。

令和2年9月17日、厚生産業常任委員長、柏木文男。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） 今ほど委員長から審査結果についてご報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。

これより、2案件を一般会計、補正予算、介護保険特別会計に区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

最初に、議案第55号の一般会計補正予算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第55号に対する委員長報告は可決であります。

村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第55号は可決することに決定いたしました。

次に、議案第56号 令和2年度介護保険特別会計補正予算について、ご質疑があればこれを許します。ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第56号に対する委員長報告は可決であります。

村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第56号は可決することに決定いたしました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第6、発委第4号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書を議題といたします。

本案件につきましては、提出者、総務文教常任委員長、板倉恵一さんから提案されております。これより、提案者から趣旨説明をお願いいたします。

5番、板倉恵一さん。

○総務文教常任委員長（板倉恵一さん） 発委第4号。令和2年9月17日。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

提出者、総務文教常任委員長、板倉恵一。

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書。

表記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び弥彦村議会規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書。

今日、全国では、約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

令和2年度より、私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限39万6,000円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では、年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設整備費の保護者負担は残されています。また、年収590万円を超える世帯では、就学支援金が11万8,800円にとどまっており、学費の負担が一気に増えます。本県においては、国と県の学費支援を受けても、年額約18万円から約47万円の負担が残されます。5,650円の入学金負担金のみの公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、失業や倒産などの経済不況が県民生活を脅かす中、私立高校の保護者への学費負担が重くのしかかり家計を圧迫しています。子供たちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれます。

また新潟県では、全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めていますが、私立高校ではその割合が約6割にとどまっているのが現状です。私立高校の経常経費に対する助

成が不十分であることがその一因と考えられます。私立高校は、建学の精神に基づく特色のある教育を推進し学校独自の教育の伝統を継承していますが、そうした教育を受け継いでいくためには専任教員の存在が不可欠です。専任教員増を図るため、経常経費に対する助成の一層の増額が求められます。

政府並びに国会におかれましては、コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

1、私立高校生への就学支援金制度を施設整備費も対象にすること、年収590万円を超える世帯への支援金を増額するなど、制度の拡充を行ってください。

2、私立高校入学金への新たな助成措置を講じてください。

3、私立高校への経常経費に対する助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月17日、新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出の理由。

意見書の採択願いを採択したので、意見書を提出するものです。

提出先。

内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長。

もう1枚です。

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書。

新潟県では、高校生の約2割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしております。

令和2年度より、私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限39万6,000円の支援金が支給されることになりました。これにより、新潟県では、年収590万円未満世帯の授業料無償が、ほとんどの私立高校で実現しました。

こうした中、多くの自治体が、国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し、国の支援が不十分な年収590万円を超える世帯への助成措置が講じられました。しかし、新潟県においては、独自の学費軽減予算が前年度比で48.7%の減額となり、制度の拡充は行われませんでした。そのため、年収250万円未満世帯に対し入学金や施設整備費へ僅かな助成措置が行われているのみであります。

こうしたことから、私立高校生家庭の学費負担は、国と県の学費支援を受けても年額約18万円から約47万円となり、5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べ大きな学費の格差があります。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、失業や倒産などの経済不況が県民生活を脅かす中、私立高校の保護者への学費負担が重くのしかかり家計を圧迫しています。子供たちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれます。

私立高校の経常経費に対する助成は、経常経費2分の1以内に限定されてきたために、教育条

件においても公立との格差が生じています。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し私立高校は約6割にとどまっており、不足分を常勤講師など期限付の教員で補っているのが現状です。教育条件に公私間の格差が生じる大きな要因は、私立高校経常経費に対する国・県の公費支出の少なさにあります。公立高校生には、1人当たり約110万円の公費支出があるのに対し（2018年度）、私立高校生には1人当たり約35万円（2020年度）の公費支出にとどまっています。

私立高校は、建学の精神に基づく特色のある教育を推進し、学校独自の教育の伝統を継承していますが、そうした教育を受け継いでいくためには専任教員の存在が不可欠です。専任教員の増員を図るためには、現行の私立高校経常経費2分の1助成制度を見直し、公立高校経常経費2分の1助成制度に改めるなど、経常経費に対する助成の増額が求められます。

新潟県におかれましては、コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

1、学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充してください。

2、私立高校への経常経費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月17日、新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出の理由。

意見書の採択願いを採択したので、意見書を提出するものです。

提出先。

新潟県知事。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） それでは、発委第4号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております発委第4号について、総務文教常任委員長の提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、発委第4号は可決することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第7、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

本案件につきましては、提出者弥彦村副議長、本多隆峰さんから提案されております。これより、提案者から趣旨説明をお願いいたします。

9番、本多隆峰さん。

○副議長（本多隆峰さん） 発議第1号、令和2年9月17日。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

提出者、副議長、本多隆峰。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

表記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び弥彦村議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効

性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日、新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） それでは、発議第1号について、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております発議第1号について、副議長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、発議第1号は可決することに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～厚生産業常任委員

会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第9、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから日程第11、厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてまでの、3案件を一括して議題といたします。

このことにつきましては、議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がなされております。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって9月定例会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 閉会前に、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、9月定例議会に上程させていただいた議案につきまして、全議員、皆様のご賛成をいただきまして、ご承認いただきましたことを心から御礼申し上げます。

また、本会議に先立ちまして開きました全員協議会において、令和元年度の決算報告書、かつてないようなミスを犯しましたことにつきまして、新しい報告書を提出させていただくことについてご了承いただいたことに対しましても、心から御礼申し上げます。

また、私としまして、こうしたずさんな行政処理をした責任者として重く受け止めております。今後こうしたことがないように、徹底して努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。それとともに、先ほど本会議で、小熊正監査委員からおわびの言葉がございましたけれども、本来、それは違いまして、これは一切、すべて執行部の責任でありまして、監査委員の高橋代表監査委員、それから小熊監査委員におかれましては、執行部から届いた数字が正しいものとして、その正しい数字が果たしてその趣旨に沿ったものであるか、法律にたがわないのか、それを審査していただくものであって、出てきた数字そのものが間違いかどうか、これは監査委員の仕事ではないと思っております。これは、あくまでも執行部の責任だと思っております。

高橋代表監査委員、それから小熊監査委員におかれましては、大変ご迷惑をおかけしましたこ

とを改めておわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

また、最後になります。本多副議長から、最後に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議会でも承認していただきました。多分、間違いなく、11月に東京で全国町村長大会が開かれます。その際に、同じようなことを国に要望することになると思います。執行部だけでなく議会も一緒になって、来年予想される極めて財源不足の厳しい実態に対して、これからも一緒に働きかけていただきますように、感謝申し上げますとともに、よろしくどうぞお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（安達丈夫さん） 最後に、議長からご挨拶を申し上げます。

皆様のご協力によりまして、滞りなく9月定例会を終了することができました。心から感謝を申し上げます。

9月1日に、武石雅之氏から、一身上の都合により辞職願が提出され、9月2日に受理をいたしました。この9月定例会に入る前に、武石さんから退職のご挨拶をいただきましたが、1名少ない議員構成は寂しい議会だったと感ずるのは、皆さんも同じではないかと思えます。

さて、本定例会は、決算認定7件、条例1件、補正予算2件、人事1件、契約の締結2件の計13件ですが、村長提案のとおり可決いたしました。そして請願1件は常任委員会で意見書が発委され、採決の結果採択することになりました。それから、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についても採択することになりました。以上、9月定例会で審議された案件全てが全会一致で可決されたことは、議長といたしましても大変うれしく思います。

なお、一般質問では、7名の方から村の重点施策に関する質問や、今後の事業の発展に関する質問等がございました。今後の弥彦村発展や、弥彦村の安寧につながるところでございます。

新型コロナ禍はいまだに終息に至っておりません。確実な治療薬やワクチンが、一日も早くできることを切に願っております。村行事では、中学校や保育園の運動会が行われ、少しずつではありますが明るい兆しが見えております。

また今年度、伊彌彦米は猛暑による品質低下は見られず、ふるさと納税も期待できるのではないかと思います。各議員におかれましては、今後も村民の生活安定と村の発展のためにご尽力くださいますようお願いいたします、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、令和2年第8回弥彦村議会9月定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまです。

(午前11時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 安 達 丈 夫

署 名 議 員 小 熊 正

署 名 議 員 本 多 隆 峰